

虐待防止に関する指針

介護老人保健施設 みどりの里

令和 6 年 3 月 1 日 改定

1. 施設における虐待防止に関する基本的な考え方

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）は、平成 18 年（2006 年）4 月 1 日から施行される。この法律では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

当施設は利用者又は入所者の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように、下記の虐待に定義の内容及び関連する不適切なケアを一切おこなわないこととする。又、虐待の発生防止に努めるとともに、早期発見・早期対応・再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守し高齢者福祉の増進に努めるものとする。

【虐待の定義】

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

（1）身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、もしくは生じる恐れのある行為を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

（2）性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

（3）心理的虐待

利用者の対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（4）介護放棄（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、全三項に掲げる行為と同様の行為、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

（5）経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 高齢者虐待防止委員会その他の施設内の組織に関する事項

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図る事を目的に、次の通り虐待防止委員会を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。

（1）委員会構成：

- ・施設長、医師
- ・事務長、事務次長
- ・看護職員
- ・介護職員
- ・リハビリ職員
- ・支援相談員

※この委員会の責任者は施設長とし、その時参加可能な委員で構成する。

※高齢者虐待防止委員は、高齢者虐待防止委員会で審議された内容に基づいた委員会が開催されるよう高齢者虐待防止委員会責任者と綿密な連携を図るものとする。また、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。

※文書管理及び担当者は小倉仁志(施設介護職員)とする。

（2）開催基準：

定期開催（2カ月に1回）　その他必要に応じて随時開催

（3）委員会の審議事項等：

- ・高齢者虐待防止委員会及びその他施設等の組織に関する事項
- ・虐待の防止の為の指針の整備に関する事項
- ・虐待の防止の為の職員の研修の内容に関する事項
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制の整備について
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策及びその防止策を講じた場合の効果についての評価に関する事項
- ・委員会で審議された内容を施設全職員に周知し、虐待防止策が適正におこなわれるよう必要な措置を講じること

3. 虐待等が発生した場合の対応方法について

- (1) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先に努め、受診が必要な場合は、事故発生時の手順に準じて対応する。
- (2) 職員が発見した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会責任者、各所属責任者、市町村（通報義務）に報告する。
- (3) 責任者は虐待の実態、経緯、背景等を調査し、正確な事実確認をおこなう。
- (4) 責任者は高齢者虐待防止委員会を開催し、調査内容、原因分析、再発防止策についての検討をおこなう。
- (5) 責任者は、報告された調査内容及び再発防止策が不十分な場合は、再調査をおこなう。（高齢者虐待防止委員会の再開催）
- (6) 再発防止策等は全職員に情報共有し周知徹底をおこない再発防止する。
- (7) 虐待等について市町村の調査は行われる場合は、責任者・報告職員が対応する。
- (8) 虐待等を行った職員については、就業規則や虐待防止法に基づき適切な処分を行う。（必要に応じて産業医による面談実施）
- (9) 虐待等の発生及び対応に関することは、すべて詳細な記録に残す。

4. 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る事実確認や高齢者虐待防止委員会責任者・各所属責任者等への報告を行う。
- (2) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した職員は、高齢者虐待防止委員会責任者・各所属責任者及び市町村に第一報として報告を行う。
- (3) 責任者は、利用者とそのご家族には誠意をもって謝罪し、虐待の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨伝える事とする。
- (4) 責任者は、高齢者虐待防止委員会で検証された、虐待の実態、経緯、背景、再発防止策を家族等及び市町村に報告する。

5. 虐待防止の為の職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待の防止の徹底を図る内容とする。
- (2) この指針の基づく研修は各事業所の運営規程に定めて2回以上を行うとともに、新規職員採用時には必ず虐待防止のための研修を行い、これらの研修の実施内容については記録に残すものとする。

6. 成年後見制度の利用に支援に関する事項

施設は、家族がいない又は、家族の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図られるよう、親族及び地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援するものとする。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

施設は、虐待に係る苦情が生じた場合、誠意をもって対応するとともに、苦情第三者委員会、市町村、国民健康保険団体連合会においても苦情を受けて付けている旨を家族等伝えるものとする。

8. 利用者または入所者に対する当該方針の閲覧に関する事項

当該方針については、誰でも閲覧できるよう施設に据え置くと共に、ホームページに掲示するものとする。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

5に定める研修の他、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

令和6年 3月 1日

医療法人緑会 介護老人保健施設 みどりの里
理事長 三木美規重